１　下水道使用料の料金表（共同住宅用）

さいたま市下水道使用料　料金表（１か月）

汚水種別	単価区分		単価（税込）
共同住宅用	基本使用料		７３２．６円に世帯数を乗じて得た額
	従量使用料（1㎥につき）	１㎥から１０㎥に世帯数を乗じて得た水量までの分	１８．７円
		１０㎥に世帯数を乗じて得た水量を超え３０㎥に世帯数を乗じて得た水量までの分	１５４．０円
		３０㎥に世帯数を乗じて得た水量を超え５０㎥に世帯数を乗じて得た水量までの分	１９１．４円
		５０㎥に世帯数を乗じて得た水量を超え１００㎥に世帯数を乗じて得た水量までの分	２３９．８円
		１００㎥に世帯数を乗じて得た水量を超え２００㎥に世帯数を乗じて得た水量までの分	２９９．２円
		２００㎥に世帯数を乗じて得た水量を超え５００㎥に世帯数を乗じて得た水量までの分	３２７．８円
		５００㎥に世帯数を乗じて得た水量を超え１，０００㎥に世帯数を乗じて得た水量までの分	３８７．２円
		１，０００㎥に世帯数を乗じて得た水量を超え５，０００㎥に世帯数を乗じて得た水量までの分	４２３．５円
		５，０００㎥に世帯数を乗じて得た水量を超える分	４５４．３円

※共同住宅用とは給水装置の用途が共同住宅扱いとなっているものに適用する。

２　共同住宅の計算例

（１）設定

使用月分　７－８月分

世帯数　５世帯

汚水排水量　４０１㎥

（２）各月の汚水排水量を算出します。

ア　４０１㎥÷２か月＝２００．５㎥

イ　古い月分を切り上げ、新しい月分を切り捨ててください。

ウ　７月分　２０１㎥

　　８月分　２００㎥

（３）各月の汚水排水量をもとに、各月の料金をそれぞれに算出します。
（７月分は（４）、８月分は（５）を参照に算出してください。）
※消費税は、２か月分合算後に端数処理します。

（４）７月分の料金計算方法

ア　料金表をもとに、基本料金及び従量料金を計算します。

基本使用料　３，６６３．０円（ａ）　※７３２．６円×５世帯

従量使用料

１㎥から５０㎥までの分　９３５．０円（ｂ）

※（５０㎥－０㎥）×１８．７円

５０㎥を超え１５０㎥までの分　１５，４００．０円（ｃ）

※（１５０㎥－５０㎥）×１５４．０円

１５０㎥を超え２０１㎥までの分　９，７６１．４円（ｄ）

※（２０１㎥－１５０㎥）×１９１．４円

イ　基本使用料と従量使用料を合算します。

７月分　**２９，７５９．４円**　＝（ａ）＋（ｂ）＋（ｃ）＋（ｄ）

（５）８月分の料金計算方法

ア　料金表をもとに、基本料金及び従量料金を計算します。

基本使用料　３，６６３．０円（ａ）　※７３２．６円×５世帯

従量使用料

１㎥から５０㎥までの分　９３５．０円（ｂ）

※（５０㎥－０㎥）×１８．７円

５０㎥を超え１５０㎥までの分　１５，４００．０円（ｃ）

※（１５０㎥－５０㎥）×１５４．０円

１５０㎥を超え２００㎥までの分　９，５７０．０円（ｄ）

※（２００㎥－１５０㎥）×１９１．４円

イ　基本使用料と従量使用料を合算します。

８月分　**２９，５６８．０円**　＝（ａ）＋（ｂ）＋（ｃ）＋（ｄ）

（６）調定金額（請求金額）を確定します。

２９，７５９．４円（７月分）＋２９，５６８．０円（８月分）

＝**５９，３２７円（１円未満を端数処理）**